

## 14 再審法改正に向けた取り組み

### 【要約】

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。そして、再審はえん罪被害者を救済する最終手段である。

しかし、刑訴法第 4 編「再審」（以下「再審法」という）は、500 を越える刑訴法の条文の中でわずか 19 条しか存在せず、現行刑訴法が施行されて 70 年を経た今もなお、何ら改正されることなく現在に至っている。

我が国の再審は、1975（昭和 50）年の最高裁白鳥決定、1976（昭和 51）年の最高裁財田川決定により、再審の門戸は大きく開かれたが、1990 年代の逆流現象を経て、21 世紀の再審はせめぎ合いの時代になっている。日弁連支援事件で再審開始、再審無罪となった事件は相当数あるが、未だ救済されていない事件はそれ以上に存在する。再審裁判所によって証拠開示、訴訟指揮、訴訟進行等が異なるという「再審格差」も問題となっている。

これまでの日弁連の再審請求支援、再審無罪の成果を踏まえても、再審は「開かずの扉」と言われるほどハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあり、その原因は現在の再審法が抱える制度的・構造的な問題にある。特に、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止の 2 点は、早急な法改正を要する喫緊の課題である。

布川事件、東京電力女性社員殺害事件、松橋事件、湖東事件、日野町事件、袴田事件等において、確定審において裁判所にも弁護人にも開示されなかった検察官手持ち証拠の開示が再審開始に結びついている。これらの事件の経験に照らしても、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化が必要不可欠である。

また、松橋事件、名張事件、大崎事件、日野町事件、袴田事件等において、再審開始決定に対する検察官の不服申立により、審理が長期化し、えん罪被害者の救済が大幅に阻害される事態となっている。これらの事件の経験に照らしても、再審開始決定に対する検察官による不服申立の禁止が必要不可欠である。

日弁連は、2023（令和 5）年 2 月 17 日、証拠開示の制度化、検察官抗告の禁止等を柱とする「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめ、同月 21 日付けで法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出した。

袴田事件は、2023（令和 5）年 3 月に再審開始決定が確定し、2024 年（令和 6）年 9 月 26 日に再審無罪判決が言い渡された。同年 10 月 9 日に検察官が上訴権を放棄し、同無罪判決は確定した。死刑再審 4 事件に続き、5 件目の死刑再審無罪事件である。

2024（令和 6）年 3 月 11 日には、超党派の国会議員により、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（以下「議連」という）が設立された。最高顧問は麻生太郎氏、会長は柴山昌彦氏であり、役員には各党から党首クラスの国会議員が参加している。同年 9 月時点で、会員は 347 名（全国国会議員の 49%）になったとのことである。

再審についての社会の関心はかつてない程に高まっている。再審法改正を実現するには、今をお

いてほかにない。当会も再審法改正に向けた活動を検討していく必要がある。

## (1) 我が国の再審の歴史的展開

### ア はじめに

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。そして、再審はえん罪被害者を救済する最終手段である。

しかし、刑訴法第 4 編「再審」（以下「再審法」という）は、500 を越える刑訴法の条文の中でわずか 19 条しか存在せず、現行刑訴法が施行されて 70 年を経た今もなお、何ら改正されることなく現在に至っている。

我が国の再審の歴史の概観は、以下のとおりである。

### イ 最高裁白鳥・財田川決定以前－「針の穴に駱駝」

最高裁白鳥・財田川決定以前は「再審氷河期」であり、刑訴法 435 条 6 号の新証拠の明白性判断では、新証拠だけで無罪の立証を求めるような高いハードルが設定されていた（孤立評価説）。また、再審裁判所は、確定判決の心証に介入してはならず、確定審の旧証拠の判断には立ち入ることかできない、とされていた（心証引継説）。

再審開始が認められた事件は吉田巖窟王事件、金森事件等ごくわずかであり、再審開始決定を得ることは「針の穴に駱駝を通すようなもの」とさえ評されていた。

### ウ 最高裁白鳥・財田川決定以後－雪解けの時代

1975（昭和 50）年の最高裁白鳥決定、1976（昭和 51）年の最高裁財田川決定は、刑訴法 435 条 6 号の新証拠の明白性について、新証拠だけで判断するのではなく、新旧全証拠を総合的に評価して行うべきと判示した（孤立評価から総合評価、心証引継から再評価）。また、白鳥・財田川決定は、新旧全証拠の総合評価に際しては、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用されることを明確に判示した。

白鳥・財田川決定以後、死刑再審 4 事件と呼ばれる免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件で再審無罪が確定した。その他の著名重大事件では、弘前事件、加藤事件、米谷事件、梅田事件、徳島事件等で再審無罪が確定した。

### エ 1990 年代の逆流現象－再び冬の時代に

しかし、1990 年代に入ると、再審開始決定、再審無罪判決が激減した。著名重大事件で再審無罪となったのは榎井村事件のみであり、日弁連の支援事件でも、名張事件、マルヨ無線事件、袴田事件、日野町事件、布川事件等で再審請求が棄却された。

白鳥・財田川決定以降の雪解けの時代からの反動は「逆流現象」と言われ、再び冬の時代に逆戻りしたかのような様相を呈した。その背景として、裁判所の限定的再評価による判断、検察庁の証拠開示に対する組織的な消極的対応が指摘されている。

### オ 21 世紀の再審－せめぎ合いの時代

21 世紀に入ると、大崎事件（第 1 次）の再審開始決定を嚆矢として、再審に関する動きは再び活況を取り戻し、日弁連が支援する 11 の事件（大崎事件、名張事件、布川事件、足利事件、福井事件、東京電力女性社員殺害事件、袴田事件、東住吉事件、松橋事件、日野町事件、湖東事件）で再審開始決定が出ている。

しかし、大崎事件、名張事件、福井事件は、その後に再審開始決定が取り消され、未だに救済されていない。袴田事件は、再審開始決定が取り消されたが、最高裁による破棄差戻を経て、2023（令和 5）年 3 月にようやく再審開始が確定した。同年 10 月から再審公判が始まり、2024（令和 6）年 9 月 26日に再審無罪判決が言い渡された。同年10月9日に検察官が上訴権を放棄し、同無罪判決は確定した。日野町事件は、再審開始決定に対する検察官の即時抗告が棄却されたが、検察官の特別抗告により、未だに再審開始が確定していない。

再審裁判所によって証拠開示、訴訟指揮、訴訟進行等が異なるという「再審格差」も問題となっている。

## (2) 再審法改正の必要性

### ア 現在の再審法の問題点

これまでの日弁連の再審請求支援、再審無罪の成果を踏まえても、再審は「開かずの扉」と言われるほどハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあり、その原因は現在の再審法が抱える制度的・構造的な問題にある。当然のことながら、再審請求手続においても適正手続（憲法第 31 条）が保障されなければならないところ、現行の再審法の規定は、全体で 500 を越える刑訴法刑事訴訟法の条文の中でわずか 19 条しか存在せず、再審請求での具体的審理のあり方は裁判所の裁量に委ねられている点が非常に多い。そのため、裁判体による審理の充実度の違いが、再審開始の可否の判断にも影響していることが指摘されている（再審格差）。すなわち、再審請求審においては、その判断の公正さや適正さが制度的に担保される仕組みとなっていないのである。

したがって、えん罪被害者の速やかな救済のためには、憲法の理念に沿って、再審法の在り方を全面的に見直すことが必要である。とりわけ、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止の 2 点は、早急な法改正を要する喫緊の課題である。

### イ 再審請求手続における証拠開示の必要性

#### (ア) 問題の所在

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 54 号）の附則第 9 条第 3 項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示（中略）について検討を行うものとする」と規定された。

これを受け、2017（平成 29）年、最高裁、法務省、警察庁、日弁連で構成する刑事手続に関する協議会（四者協議）が設けられたが、最高裁、法務省、警察庁の消極的な姿勢により、四者協議の議論は全く進展しなかった。

しかし、以下のように、近年においても、確定審において裁判所にも弁護人にも開示されなかった検察官手持ち証拠の開示が再審開始に結びついた事件は多数存在する。

#### (イ) 布川事件

布川事件は、1967（昭和 42）年 8 月、茨城県北相馬郡利根町布川で発生した強盗殺人

事件である。櫻井昌司氏（以下「櫻井氏」という。）と杉山卓男氏（以下「杉山氏」という。）が別件の嫌疑で逮捕された後、本件についても逮捕・起訴された。櫻井氏と杉山氏は、公判では一貫して無実を訴えてきた。

本件は、櫻井氏と杉山氏と犯行を結びつける物的証拠は何一つなく、直接証拠は自白のみであった。その自白も、櫻井氏と杉山氏の間で内容が連鎖的に変遷していたり、客観的事実と多くの点で付合しないものであった。それにもかかわらず、自白の任意性・信用性が肯定され、有罪が認定された。

第 2 次再審請求審において、今まで存在しないとされていた取調べの録音テープの存在が明らかになり、取調べ官の偽証が発覚した。また、既に存在が明らかになっていた取調べ時の録音テープも、取調べ時の一部を切り取ったものであり、自白の信用性を補強するものではないとされた。加えて、鑑定や実験により、自白の内容と犯行内容が付合しないことが明らかになった。さらに、毛髪鑑定書の開示により、犯行現場には、櫻井氏と杉山氏の指紋や毛髪は一切残されておらず、他方、第三者の毛髪や対照不能の指紋が多数あったことも明らかになった。

2005（平成 17）年、再審請求審（水戸地裁土浦支部）は、再審開始を決定し、検察官の即時抗告・特別抗告はいずれも棄却された。その後、2010（平成 22）年 7 月 9 日に再審公判が開始され、2011（平成 23）年 5 月 24 日に再審無罪判決が言い渡された。

#### （ウ）東京電力女性社員殺害事件

東京電力女性社員殺害事件は、1997（平成 9）年 3 月、東京都渋谷区にあるアパートの 1 室で起きた強盗殺人事件である。ネパール人のゴビンダ・プラサド・マイナリ氏（以下「マイナリ氏」という。）が犯人と疑われ、同年同月、別件の出入国管理及び難民認定法違反（不法残留）の容疑で逮捕された後、同年 5 月に本件の容疑で再逮捕された。マイナリ氏は、一貫して事件への関与を否定していたが、同年 6 月に強盗殺人罪で起訴された。

本件の第一審判決は無罪判決を言い渡したが、控訴審判決は、本件現場で発見された陰毛の DNA 型及び本件現場の便器から発見されたコンドーム内の精液の DNA 型と血液型がマイナリ氏と一致したことを大きな根拠として、有罪を認定した。

再審請求審において、被害者の膣内容物を付着させたガーゼ片が保管されていることが明らかになり、DNA 型鑑定が実施されることとなった。その結果、被害者の膣内容物から被害者を含む 2 人分の DNA 型が検出され、被害者以外のもう一人の DNA 型は、マイナリ氏以外の第三者のものであり、かつ、それは現場で発見された陰毛の DNA 型と一致することが明らかになった。また、検察官からは、被害者の身体（口唇周囲、左乳房周囲及び右乳房周囲）に付着した唾液の血液型がマイナリ氏とは異なることを示す鑑定書も新たに開示された。2012（平成 24）年 6 月、再審請求審（東京高等裁判所）は、再審開始を決定し、検察官の異議申立は棄却された。

同年 10 月 29 日に再審公判が開始され、同年 11 月 7 日に再審無罪判決が宣告された。検察は上訴権を放棄し、ただちに無罪判決が確定した。

## (エ) 松橋事件

松橋事件は、1985（昭和 60）年 1 月 8 日の朝、熊本県松橋（まっばせ）町で発生した殺人事件である。警察は、同月 5 日夜に被害者宅で被害者と激しく口論をしていた故宮田浩喜氏（以下「宮田氏」という。）を呼出し、連日長時間の取調べを行った。宮田氏は、途中まで犯行を否認していたが、自白をしたため逮捕、起訴された。一審では、途中から自白を翻して犯行を否認し無罪を主張したが、第一審の熊本地方裁判所は、自白の任意性・信用性を認めて懲役 13 年の判決を言い渡した。

本件において、宮田氏と犯人を結びつける証拠は宮田氏の証拠しかなく、その自白も不自然な変遷をしていた。しかし、その自白内容が犯行直前の被害者の追尾や犯行状況など詳細かつ具体的で迫真性があるかのような印象を与えるものであったなどとして、自白には任意性・信用性が認められ、有罪認定がされてしまった。

上告棄却後の 1992（平成 4）年、再審の準備をしていた弁護人らが熊本地裁に対し、再審請求予定として証拠物の保管を申請した。その後、熊本地検に対し証拠の開示を求めたところ、同地検は、証拠書類の開示は拒否したものの、大量の証拠物を開示した。そして、弁護団は、証拠物の中に、宮田氏が「小刀の柄に巻き付けて後刻焼却した」と自白していた布切れ（シャツの左袖部分）が現存する事実を発見した。また、弁護団は、この布切れに加え、「被害者の身体に残された創は、宮田氏が自白する小刀によって作ることできない」とする法医学者の鑑定書を新証拠として、再審を請求した。

これらにより、宮田氏が虚偽の自白をさせられた可能性が濃厚となり、2016（平成 28）年 6 月 30 日、再審請求審（熊本地裁）は、再審開始を決定した。

## (オ) 湖東事件

湖東事件は、2003（平成 15）年 5 月、滋賀県愛知郡湖東町の病院で、看護助手として勤務していた西山美香氏（以下「西山氏」という。）が、人口呼吸器のチューブを外して入院患者を殺害したとされる事件である。事件から 1 年以上経過した 2004（平成 16）年 7 月、西山氏が自らチューブを外したと自供したことから、西山氏が殺人事件の被疑者として逮捕、起訴された。公判では、「取調官に好意を抱いて嘘の自白をした」と事実を争った。

本件は、西山氏の自白を客観的に裏付ける証拠として、鑑定書が存在する。鑑定書の作成者である解剖医は、警察官から、「発見時、人工呼吸器のチューブが外れていた」と聞かされていたため、患者の死因を「管の外れに基づく酸素供給欠乏が一時的原因」と判断したが、西山氏の自白調書を含め、人工呼吸器のチューブが外れていたとの証拠は存在しない。第一発見者の当直看護師は、当初、チューブが外れていたと供述していたものの、その後供述を翻した。裁判所は、西山氏の捜査段階の自白と鑑定書を有罪認定の大きな根拠とした。

再審請求において、複数の医師から意見書が提出された。患者の鑑定所見からは死因となるような病変が認められないところ、その場合、死因としては、酸素供給途絶による心停止と致死的不整脈による心停止が考えられる。そして、患者が低カリウム血症や、

患者の病歴や検査結果からうかがえる身体状況を原因として、致死的不整脈で死亡した可能性があるとの意見であった。

第2次再審請求において、2019（令和元）年3月18日、大阪高裁は、死因が致死的不整脈であった可能性はいまだ排除されておらず、鑑定書の証明力は揺らぐこと、西山氏の自白の変遷から、体験に基づく供述ではないとの疑いがあり、西山氏が捜査官の誘導に迎合した可能性があることから、患者が自然死した合理的疑いが生じたとして、再審開始を決定した。2017（平成29）年8月には既に西山氏は満期出所していた。

再審公判では、警察が検察官へ送致していなかった証拠の存在が明らかとなり、人工呼吸器の管内の痰の詰まりにより患者が心臓停止した可能性もあるとする解剖医の所見が記載された捜査報告書などが新たに開示された。

当初検察官は、本件について有罪主張する予定であることを明らかにしていたが、後に新たな有罪立証を断念した。2020（令和2）年3月31日、大津地方裁判所は、事件性を認めることができず、むしろ、患者が病気で死亡した具体的可能性があるとし、自白には任意性がないとして、西山氏に、再審無罪判決を言い渡し、確定した。

#### （カ）日野町事件

日野町事件は、1984（昭和59）年12月、滋賀県蒲生郡日野町で発生した強盗殺人事件である。被害者が営む立ち飲み酒店の常連客であった故阪原弘氏（以下「阪原氏」という。）が犯人として逮捕、起訴されたが、阪原氏は公判では一貫して無実を訴えてきた。

本件は、阪原氏と犯人を結び付ける直接の物的証拠も十分な状況証拠もなく、任意性と信用性に疑問のある自白調書しかないという脆弱な証拠構造であったが、阪原氏が金庫発見場所・死体発見場所を知っており、誰にも教えられることなく案内できたという捜査結果が有罪認定の大きな根拠となっていた。

第2次再審請求において、捜査時に撮影された写真のネガが開示され、金庫発見場所への引当て捜査報告書に「往路」として貼付されていた写真の中に「復路」の写真が混在していたことが明らかとなった。

また、死体発見場所への引当て捜査で、阪原氏に「リハーサル」をさせながら現場再現を行わせていたことも判明した。

これらにより、金庫発見場所・死体発見場所の引当て捜査結果の信用性が大きく動揺し、2018（平成30）年7月11日、再審請求審（大津地裁）は、再審開始を決定した。

#### （キ）袴田事件

袴田事件は、1966（昭和41）年6月30日、静岡県清水市（現静岡市清水区）の味噌製造会社専務宅が全焼し、焼け跡から、専務を含めた家族4名の死体が発見された事件である。味噌工場の従業員の袴田巖氏（以下「袴田氏」という）が犯人として逮捕、起訴されたが、袴田氏は公判では一貫して無実を訴えてきた。

本件では、45通の自白調書の内、44通を証拠から排斥するも、1通の証拠能力を肯定した上で、事件から1年2か月も経過してから、犯行現場近くの工場内味噌タンクから

発見された血痕の付着した 5 点の衣類を袴田氏のものであるとして、有罪判決が言い渡された。

第 2 次再審請求において、5 点の衣類発見時のカラー写真、ズボン販売会社役員の供述調書等が開示され、裁判所がズボンのサイズだと理解していたタグの「B」という表記が、ズボンの生地の色を示しており、従来の裁判所の判断が誤解に基づくことが明らかになった。その他にも、第 2 次再審請求即時抗告審においては、これまで検察官が見当等としていた発見直後の 5 点の衣類の写真のネガや、取調べ録音テープ等の証拠が開示された。

かかる開示証拠により、犯行着衣とされた 5 点の衣類が袴田氏のものであることに疑問が生まれたことや、弁護側が行った味噌漬け実験や DNA 型鑑定が契機となり、2014

(平成 26) 年 3 月 27 日、再審請求審(静岡地裁)は、再審開始を決定した。

その後、検察官の不服申立により、後述のとおり紆余曲折があったが、2023(令和 5)年 3 月に再審開始決定が確定し、2024(令和 6)年 9 月 26 日に再審無罪判決が言い渡された。同年 10 月 9 日に検察官が上訴権を放棄し、同無罪判決は確定した。死刑再審 4 事件に続き、5 件目の死刑再審無罪事件である。

## (ク) 小括

以上のとおり、近年においても、確定審において裁判所にも弁護人にも開示されなかった検察官手持ち証拠の開示が再審開始に結びついた事件は多数存在する。

これらの事件の経験に照らしても、えん罪被害者の速やかな救済のためには、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化が必要不可欠である。

## ウ 再審開始決定に対する検察官による不服申立の禁止の必要性

### (ア) 問題の所在

現行法上、再審請求棄却決定(刑事訴訟法刑訴法第 446 条、第 447 条)、再審開始決定(同法第 448 条)のいずれに対しても、即時抗告ができることとされている(同法第 450 条)。検察官は、この規定を根拠に、再審開始決定に対する不服申立(即時抗告、異議申立、特別抗告)を行っている。

しかし、現行刑事訴訟法刑訴法の再審規定は、日本国憲法の施行により、憲法第 39 条の「二重の危険」の禁止に基づいて不利益再審を廃止し、「無辜の救済」の制度に特化したものである。検察官の役割も、有罪を立証する「当事者」ではなく、「無辜の救済」のために裁判所の審理に協力する「公益の代表者」(検察庁法第 4 条)でなければならない。

我が国の再審法のルーツであるドイツにおいても、1964 年に再審開始決定に対する検察官抗告を立法で禁止している。

法務省・検察庁は、「検察官が再審開始決定に対し抗告をし得ることは、公益の代表者として当然のこと」「違法、不当な再審開始決定があった場合に、法的安定性の見地から、これを是正する余地をなくしてしまう」と主張している(第 198 回国会衆議院法務委員会における法務省刑事局長の答弁)。

しかし、現行の再審制度は、①再審請求、②再審公判の 2 段階の手続となっている。①の段階は、裁判のやり直しをするかどうかを決める「前さばき」の手続であり、②が実際にやり直しの裁判を行う段階であり、検察官はこの時点で有罪の主張立証が可能である(現行の実務を前提とすれば、検察官は控訴、上告も可能である。)。したがって、①の段階で、検察官が不服申立を繰り返す必要はない。

なお、付審判請求について最高裁昭和 52 年 8 月 25 日決定(刑集第 31 巻 4 号 803 頁)は、

「刑訴法 266 条 2 号の決定については、審判に付された被告事件の訴訟手続において、その暇疵を主張することができるものと解するのが相当であるから、原決定は同法 433 条にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」にあらず、本件抗告の申立は不適法である。」と判示している。再審開始決定についても、検察官は再審公判で有罪を争えるのであるから、同様の状況であるということができる。

そして、再審開始決定に対する検察官の不服申立により、以下のように、審理が長期化し、えん罪被害者の救済が大幅に阻害される事態となっている。

#### (イ) 松橋事件

2016（平成 28）年 6 月 30 日、再審請求審（熊本地裁）は、再審開始を決定した。しかし、検察官は、同年 7 月 2 日に即時抗告を行い、2017（平成 29）年 11 月 29 日に福岡高裁が即時抗告棄却決定をしたものの、さらに検察官は、同年 12 月 4 日に特別抗告を行い、2018（平成 30）年 10 月 10 日に最高裁が特別抗告を棄却した。

その後、再審開始決定から約 2 年半を経過した 2019（令和元）年 3 月 28 日に、熊本地裁で再審無罪判決が言い渡された。

#### (ウ) 名張事件

名張事件は、1961（昭和 36）年 3 月 28 日、三重県名張市葛尾の公民館で開かれた住民の懇親会において、ぶどう酒を飲んだ女性のうち、5 名が死亡、12 名が入院したという殺人事件である。

請求人の奥西勝氏（以下「奥西氏」という。）は、1973（昭和 48）年 11 月の第 1 次再審請求から 2002（平成 14）年 4 月の第 7 次再審請求まで申し立て、2005（平成 17）年 4 月 5 日、名古屋高裁が再審開始決定をした。しかし、同決定に対し、検察官が異議申立てを行った結果、2006（平成 18）年 12 月 26 日、名古屋高裁の異議審において、再審開始取消決定がなされた。

2010（平成 22）年 4 月 5 日には、最高裁が再審開始取消決定を取消して差戻しをしたものの、2012（平成 24）年 5 月 25 日、名古屋高裁は再度再審開始取消決定をした。

その後、2015（平成 27）年 5 月 15 日に、第 9 次再審請求を申し立てたものの、奥西氏が服役中に病に倒れ、同年 10 月 4 日に亡くなり（享年 89 歳）、奥西氏の遺志を引き継いだ遺族である妹の岡美代子氏が、2015（平成 27）年 11 月 6 日、第 10 次再審請求

（死後再審）を申し立てた。しかし、2017（平成 29）年 12 月 8 日、名古屋高裁は再審請求を棄却し、2022（令和 4）年 3 月 3 日、名古屋高裁は異議申立てを棄却し、最高裁も 2024（令和 6）年 1 月 29 日に特別抗告を棄却した（ただし、再審開始を決定すべきとする宇賀克也裁判官の反対意見が付されている。）。

#### (エ) 大崎事件

大崎事件は、1979（昭和 54）年 10 月、鹿児島県大崎町で起きた殺人、死体遺棄事件である。付近に住む原口アヤ子氏（以下「原口氏」という）が、元夫、義弟との計 3 人で共謀して被害者殺害し、その遺体を甥も加えた計 4 名で遺棄したと疑われた。原口氏は、一貫して否認を貫いた。

本件において犯行を裏付ける証拠は共犯者の自白のみであったが、裁判所はこの自白供述を重く見て、有罪を認定した。

請求人の原口氏は、1995（平成 7）年に第 1 次再審請求を申し立てた。請求審（鹿児島地裁）は 2002（平成 14）年に再審開始を決定したが、検察官抗告後、福岡高裁宮崎支部で取り

消され、最高裁もこれを支持した。

2015（平成 27）年に申し立てられた第 3 次再審請求において、鹿児島地裁は、新証拠としての供述心理鑑定に明白性を認め、「殺人も死体遺棄もなかった疑いを否定できない」として、2017（平成 29）年 6 月に 2 度目となる再審開始決定をした。その後、検察官抗告がなされたが、2018（平成 30）年 3 月、福岡高裁宮崎支部が検察官抗告を棄却し、再審開始を維持する決定をした。しかし、検察官がさらに最高裁に特別抗告し、2019（令和元）年 6 月、最高裁は再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却した。

2020（令和 2）年 3 月、第 4 次再審請求が申し立てられたが、2022（令和 4）年 6 月、鹿児島地裁は再審請求を棄却し、原口氏の即時抗告も、2023（令和 5）年 6 月、福岡高裁宮崎支部がこれを棄却し、再審を認めなかった。現在、最高裁に特別抗告審が係属している。

裁判所が延べ 3 回も再審開始を決定したにも関わらず、その都度検察官が抗告をし、1 度目の再審開始決定がなされて 21 年が経過してもなお、再審が開始していない。

#### **（オ）日野町事件**

請求人の阪原氏は、2001（平成 13）年 11 月に第 1 次再審請求を申し立てたが、服役中に病に倒れ、2011（平成 23）年 3 月に亡くなり（享年 75 歳）、阪原氏の遺志を引き継いだ遺族が 2012（平成 24）年 3 月、第 2 次再審請求を申し立てた。

2018（平成 30）年 7 月に再審請求審（大津地裁）は再審開始を決定した。しかし、検察官が即時抗告を行い、大阪高裁は 2023（令和 5）年 2 月 11 日に即時抗告を棄却したが、約 4 年 7 ヶ月の期間を費やした。

検察官はさらに特別抗告を行ったため、再審開始決定の確定までに、さらに長期間がかかる見込みである。

#### **（カ）袴田事件**

2014（平成 26）年 3 月 27 日、再審請求審（静岡地裁）が第 2 次再審請求について、再審開始を決定した。しかし、検察官が即時抗告を行ったため、東京高裁は 2018（平成 30）年 6 月 11 日に再審開始決定を取り消した（拘置の停止は取り消さず）。これに対し、弁護側は特別抗告をしたところ、2020（令和 2）年 12 月 22 日、最高裁は、高裁決定を取り消して、差し戻した。

2023（令和 5）年 3 月 13 日、東京高裁は、検察官の即時抗告を棄却する決定をした。これに対して、検察官は特別抗告を行わなかったため、再審開始決定が確定した。その後、静岡地裁で再審公判が 2023（令和 5）年 10 月 27 日から始まった。再審請求審が再審開始を決定してから、約 9 年 7 か月もの期間が費やされた再審公判となる。

再審公判は 2024（令和 6）年 5 月 22 日に結審し、同年 9 月 26 日に再審無罪判決が言い渡された。同年 10 月 9 日に検察官が上訴権を放棄し、同無罪判決は確定した。

#### **（キ）小括**

以上のとおり、多数の事件において、再審開始決定に対する検察官の不服申立により、審理が長期化し、えん罪被害者の救済が大幅に阻害される事態となっている。

これらの事件の経験に照らしても、えん罪被害者の速やかな救済のためには、再審開始決定に対する検察官による不服申立の禁止が必要不可欠である。

### **エ 日弁連の再審法改正案の概要**

#### **（ア）2019（令和元）年人権大会決議**

2019（令和元）年 10 月の人権擁護大会（徳島）において、日弁連は、「えん罪被害者を一

刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を採択した。

この決議は、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、国に対し、

- ① 再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化
- ② 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を含む

再審法の改正を速やかに行うよう求めたものである。

#### (イ) 「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」のとりまとめ

上記人権大会決議を受けて、日弁連は、2022（令和4）年6月16日理事会決議において再審法改正実現本部を設置し、2023（令和5）年2月17日、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめ、同月21日付けで法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出した。

[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/230713\\_3.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/230713_3.html)）本改正案の骨子は、以下のとおりである。

##### ① 証拠開示の制度化

検察官の証拠隠しを防ぐべく証拠開示制度を整備するとともに、その前提として記録や証拠品の保存等に関連する規定も設けた。

##### ② 検察官抗告の禁止

再審開始決定に対する検察官の不当な不服申立てが繰り返される深刻な事態が続出していることから、これを禁止することとした。

##### ③ 再審請求人に対する手続保障を中心とする手続規定の整備

弁護人の援助を受ける権利とともに、再審請求人の主体的関与を可能にするための手続規定を弁護人の援助を受ける権利とともに整備した。

##### ④ 白鳥・財田川決定の趣旨の明文化と再審請求の理由の拡大

新旧全証拠の総合評価と「疑わしいときは被告人の利益に」原則の適用を明確にした。また、死刑事件における犯情事実の誤認や憲法違反手続があることを再審請求理由に加えた。

##### ⑤ 裁判所の公正・適正な判断を担保する制度の整備

重要手続の公開とともに、当該事件の過去の審理・判断に関与したことを除斥・忌避事由として明記した。

##### ⑥ 刑の執行停止に関する規程の整備

死刑確定者に対する拘置の執行停止を含んだ刑の執行停止に関する規定を設けた。

### (3) 議連の設立、活動等

#### ア 議連

再審法（刑訴法第4編「再審」）の改正に向けて、2024（令和6）年3月11日、超党派の国会議員により、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（議連）が設立された。設立時の会員は134名、最高顧問は麻生太郎氏、会長は柴山昌彦氏であり、役員には各党から党首クラスの国会議員が参加している。

同年5月16日の議連総会では、台湾の尤美女氏（弁護士、台湾弁護士連合会理事長、元立法委員）が出席されて講演をされた。台湾では、2015年、2019年の2回にわたって再審法が改正されており、DNA型鑑定請求権、一件記録の閲覧、再審請求審の公開、証拠調べ請求権等が明文化されている。このような再審法改正により、2013年に再審開始決定は12件であったものが、2022年には再審開始決定が33件に増加しているとのことである。

同年6月13日の議連総会では、袴田ひで子氏（袴田事件の袴田巖氏の姉）、桜井恵子氏（布川事件で2011（平成23）年5月24日に再審無罪となり、2023（令和5）年8月23日に逝去された桜井昌司氏の妻）が出席され、深刻なえん罪被害を述べられ、再審法改正の必要性を訴えられた。

これらを受けて議連は、2024（令和6）年6月17日、法務大臣に対して再審法改正の要望書を提出した。この時点で議連の会員は311名であった。

その後も議連に加入する国会議員は増加しており、同年9月時点で347名（全国国会議員の49%）になったとのことである。

#### イ 日弁連の取り組み

日弁連は、国会議員に対して再審法改正への賛同メッセージを要請しており、2024（令和6）年9月12日時点で、250名の国会議員から賛同メッセージをいただいている。

また、日弁連は、地方議会に再審法改正を求める意見書の採択、地方自治体の首長に再審法改正への賛同を要請しており、同年9月12日時点で、348の地方議会が再審法改正の意見書を採択し、90の地方自治体の首長から賛同回答をいただいている。

#### (4) まとめ

我が国の再審は、1975（昭和 50）年の最高裁白鳥決定、1976（昭和 51）年の最高裁財田川決定により、再審の門戸は大きく開かれたが、1990年代の逆流現象を経て、21世紀の再審はせめぎ合いの時代になっている。日弁連支援事件で再審開始、再審無罪となった事件は相当数あるが、未だ救済されていない事件はそれ以上に存在する。再審裁判所によって証拠開示、訴訟指揮、訴訟進行等が異なるという「再審格差」も問題となっている。

これまでの日弁連の再審請求支援、再審無罪の成果を踏まえても、再審は「開かずの扉」と言われるほどハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあり、その原因は現在の再審法が抱える制度的・構造的な問題にある。特に、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止の2点は、早急な法改正を要する喫緊の課題である。

日弁連は、2023（令和5）年2月17日、証拠開示の制度化、検察官抗告の禁止等を柱とする「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめ、同月21日付けで法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出した。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。そして、再審はえん罪被害者を救済する最終手段である。しかし、我が国の再審法は、500を越える刑訴法の条文の中でわずか19条しか存在せず、現行刑訴法が施行されて70年を経た今もなお、何ら改正されることなく現在に至っている。

2024（令和6）年3月に議連が設立され、同年9月26日に袴田事件で再審無罪判決が言い渡され、再審についての社会の関心はかつてない程に高まっている。再審法改正を実現するには、今を置いてほかにない。

当会も再審法改正に向けた活動を推進していく必要がある。

以上